



いか整頓の順というものを作成中でございます。このはびの計画には
 ござらないのですか。次の計画変更にはなんとかしらという最大の希望
 ちであるわけでございます。次に二点の栄通りの延長でございます
 すが本年度相当運動はしたつもりでございますが当初予算にはあ
 りませんでその後にはびびる願ひいたしましたして予算がつきあけ
 らないのですか。これの完成にはほど遠い感がありますか。延長の部
 道施行分は区画整理の道路と接続しそれらの関連がありますか
 本年度に着工することは困難いんじゃないですね。以上甚だ簡単でい
 ざいまするか。答へいたします。

一審(杉本育雄君)

へびの理事長者からうていい言葉もないわけ
 すが非常に所道の悪路が多いわけでございますので所民福祉のため
 にできる限りすみやかに改修あるいは補修していただきたいと思います
 をお願いいたします。

議長(中西虎蔵君)

次に岩田議員よりお願ひいたします。

二審(岩田陣君登壇)

三審(岩田陣君)

指名にあずかりました岩田でございます。

本日貴重な時間をささねるといふ旨の機会を与えていただきましたこと
 ことを感謝申し上げます。私は職員の夏期手当についてオ中学校的の用
 意についての二件、質問をいたします。オオ職員員の夏期手当について
 理事長者に質問申し上げます。夏期手当支給についてでは常に所長は
 取員の立場にならず、親身にならず、この問題に對しおしては善処され
 ておりますことはいわゆる職員の員といはして身より感謝申し
 あげます。しかしながら今回の夏期手当に際しまして
 は非常に納得のいかない点がありますので次の八点について、質問申し
 あげますので明確なご答弁をお願いいたします。一、条例とあり十四の支
 給額額について先日の全員協議会の際所長より発言がありまして、賃

付金、然るはとの位かを願ひたいします。一貸付金一人当り何円位か一貸付金の利子。一貸付金の支払方法。一貸付金の財源措置。一今後任期中にかかる方法を講じざるやいなや。先例からみましますと必ず議員の承認を得てから支給してあるから今回は議員に提案しなからんことは結局先例とちり支給であるからか、それともあくまでも貸付という建前をここでからか、その点の説明を願ひたい。地財法下である。そんな財源の余裕があるのか。又六月廿五日に二四の条例があり支給してある。あとは議員の承認を得てからプラスアルファを支給しても良からんではないか。その点議會輕視も甚しいと思ひますので町長の考へ方を伺ひたいと思ひます。職員に条件を付けずに支給することか、本当の血のかよふ政策ではないかと思ひますし、その点遺憾だと思ひます。次にオ一中学校の用地につらうお伺ひたいします。過去二回の全員助議会にちりてオ一中学校の用地を約六百坪を保育園に貸与

方について協力願ひたいという町長の必要なる申出に対してほとんど全員の議員が反対であつたのです。この問題は福生町将来にちりて禍根を残す重大な問題でございしますので、その後理事者にちりて慎重に検討願ふものと思ひますので、その後の経過につらうお願ひたいします。以上で私の発言を終ります。

(町長 石川常太郎君登壇)

(町長 石川常太郎君) 右答へ申しあげます。然るは一人当りの額等、細かい点にござりましては少々時間を借りしなうとわかりませんので、後刻に答へたいします。この点につらうは条例とちり二四を支給したいとして、職員の生活にもかかるので、若干の貸付をしなければならぬ。この点、議員各位に、お話しを申しあげませんで、いふことは私のみちと、かも知れませんが、私の借入金で、私が貸付てあります。その点、いふべきにござりと思ひます。もちろん将来と申ししても、このように

ことはやりたくないのですけれども地財法下でございすすといふアル
ということは不可能でございすすので、やむを得ず、私個人の貸付金
としたわけでもございすす。よろしくお願ひいたします。オニ中学夜々
地の保育園というところでもございすすけれども、なかなか適当な土地も
つかうないわけでもございすすが、なるべく他に立派な土地を物色いたし
たいと思ひますが、もちろん所がそれだけの力か、ございせんし、個人と
いたしましては大変でございすす。地財法あけられて、さういふかも知
れませんが、努力したいと思ひております。それから、なんとか今の保
育園、あるいは幼稚園に、お願ひいたしまして、幼児保育の責任を果し
たいと思ひております。

三番 石田博君　たい、あの町長の発言によりますと、自分か借りて
自分で貸付けたというところは間違ひございせんね、本会議ですか
ら、嘘は言わないと思ひますか、町長か個人で借りて貸付けたとい

うことでもございすすので、私は内容にっしては、町長も、えんか、地財法
下でありますので、年末手当も町長個人で借り入れて職員に貸
して、もう、えんか、要望申しあげます。それから、この貸付金制度は
地財法かあけるもので、やられるかどうか。

町長 石川常太郎君　その点にっしては、その時点になりません、おた
ちえ、たいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

議長 中西虎蔵君　ふ、に大忍議員よりお願ひいたします。

四番 大忍秀伍君 登壇

一番 大忍秀伍君　私は消費都市としての発展策について町長の見解を賜り
たいと思ひます。福生町は地財法の適用をされる、それないにかかわらず、
消費都市としての地理的条件と環境をもつてみると思ひます。すなわ
ち産業別構成比に、えんか、お二、三次産業三三％、お三次産業六十五
％、計九十五％を占め、総人口の約三割に、のほろであります。消費都市とは

昭和二十五年
五月二十日

一般住居の住みよい環境と近郊の人家が容易に集まれる受入れ体制に
ると考えます。最近隣市町村にありては独自の計画を立て、意欲
的な行政にありて発展をみつつあることは、承知のことと思います。
当所におきましては昨年から四年計画に基づき、地財法の適用を
受けてみる現況でございすか、これとも近い近隣市町村の発展
の度合いを考えます時に、或る程度は、福生町は、して、消費都市として
ち遅れなやいなや懸念するものであります。この時点にありまし
て加美平地区に二十世帯ありの公園を誘致され、理事者の努力に
は敬意を表するものでございす。私は消費都市の発展策として
つきのことにございす。一、既設商店街発展のため
具体的措置にございす。二、田んぼ地区の開発にございす。三、半田地区の発展
策にございす。四、熊川地区の発展策にございす。町長は商店街の発展につ
て五年後には高層ビルが立ち並び、賑わい、と宣言されておりますが、

福生町議 会

昭和二十五年
五月二十日

南口商店街の区画整理実施後の構想であるか、又は現状の不不の
ん化を指すのかどうか伺いたい。田んぼ地区の開発にございすは先般の全
員協議会にありまして、理事者の新しいビジョンとして打ち出されたこと
は非常に期待をよせるものであります。六十五ヘクタール、約四十五町歩
を開発せんとする年次計画があるに、伺いたいと思ひます。つま
り、半田地区の発展策にございす町長の考えを伺いたい。金銭屋通り
以南から半田駅周辺にかけての発展策としてグラウンド及び公園の部
を住宅用地として確保する考えはないか、又公園地帯に予定
されてある産業道路を計画とあり、実施したいとす。商店街の分析
となり、学童の通学に甚しい規制があるかと考えられますか。日光街
道に平行すべく計画変更する考えはあるかどうか。秋多所のサービス
場建設は福生町としても無関係ではないかと思ひます。計画によ
り、と中央道の完成により、まして、インターチェンジから導入をせむかと

いうことでございませうが、熊川の石川さんのところから秋多町附近に通ずる多度川架橋を都に申請することを考えないか。又この問題について都に交渉したことがあるかどうか。お伺いしたいと思ひます。もしこれが実現するならば、熊川地区の発展は期して待つべきものがあると考えます。福生町と同様、規模の周辺市町村の商工会に対する町市の補助金が年々相当多額の補助金を出してゐるのでございませうが、当町においては財政の名のもとに極めて少額の補助金であり、遺憾に思ふものでございませう。それについては、決して今後の町長の見解を伺いたい。以上の点について町長の答弁をお願ひいたします。

(町長 石川常太郎君登壇)

(町長 石川常太郎君) 答弁を申し上げます。すべて関連がございませう。質問の内容が因果関係にあるように賜ふにわけてございませう。どちらにいたしても町は一つの経営体でございませう。町の財政力に

に策しかでございませう。私も思うのでございませうが、例えば立川駅の南口にいたしても、あんなに発展する方はないとか、なかまたちものか、どうかと思ひつけてございませう。吾等町の駅方も同じことでございませうが、やはり其の時点にかなければ、改造はできないんだ。何と感ずるものであります。例えば福生駅南口を不燃化しようと思ふ場合でも、現在の段階ではどうしても多々ないわけを、やはりほとんど町で負担をしなければならぬわけでありませう。町の立場にいたせば、たとへば大沼議員さんのおつちやるとありて、ございまして交通の整備とかあるいはバスの乗り入れ、あるいは西武鉄道の延長といふこともなるわけでありませう。西武の本社にも行って、福生駅までお願ひしてあります。福生は住み良い所といふことで人口の増加と住宅の増加、これに加えて、アメリカの誘致の一つでございませう。加えて、アメリカ地として考えられ、すゝめは、さうかく建設したとしても、水道の計画がないといふこと。

これも早急に又二相談申しあげたいと思っております。これも町発展には欠くべからざるものであると考えております。欠けんべ草が低いということでもうございまして表通りはともかく裏通りはほとんど望みがなく、この点が大きく発展を阻害しているわけであらう運動はしているでもうございしますが加美平あるいは武蔵野公園の区画整理の完成はともないましてけんぺい率のアップがあり、それによって園遊させているでもアップさせようということで運動を続けなければならないわけであり、ゆめゆめもこの方向に心がけていくべきだと思っております。又田んぼの開発でもうございしますが、これはまた建物のつくり準備という段階で、工場の所有者、耕作者等の意向を聞いてみるところで、こうすればこうなるんばという説明を申しあげますせんともわかりませんので、たゞいふ説明をしている段階でもうございしますが、おとくにしましてはやはりやぶ方かよろしいのではなからうかということでも、P.R.につとめておる。

次でございします。これはでますと熊川から鶴玉にかけて都市計画道路を二本位い通さなければならぬと思っております。又都にも聞かれましたところ、大体大々大々という話でして、熊川の橋はつたとして、都の建設局に行ろみおしたかどうしてもだめだということでもうございします。橋を造る場合、国が割五分でありまして、建設省でかけなければできないというても、もと他に重要なものがあり、そこではやれないうことでもうございして、一時は国道に昇格ということで、山梨県の上野原まで連絡し、国道にしようという話をして、にか、これもだめで、西多摩郡としても是非必要なんばという隆障を基地の指令官に、一筆書いもあうというところから署名をい、たゞくよう努力中で、通訳の話をすると、近日中に書くらしいという話でして、にか、近々、建設省に、い、それかい、たゞければ、防衛庁長官に出せろと思っております。それから、グラントの公園ですか、これは緑地帯の排除は困難だと思っております。オ、三小、学校の建

て替える時にもランドの一部をもうえなうかと言ふに、然らうしてもその
跡地にはこれだけの公園を造つておかねばならない。この跡地はこの地
区に必要だからとどうしても駄目だということであり、また住宅局では
緑地帯の提供条件がなければ良いということであり、またこの地も非
常にむずかしいと思ひます。産業道路にまよふしては、私、不幸に
して変更というとは考えつかない。これは研究すべき問題に
と思つてあります。また商工会費にまよふしては、約半額位になつ
てあります。地財政の整理中はなかなかむずかしいと思ひますので
今の状態からいいますと、販運位では是非、勘弁をいふべきだと
考へてあります。以上で合併にかゝらせていただきます。

まゐり。

一 四番(大沼秀伍君)

町長の合併では、いれやうとくに計画でやういかなけ
ればならないといふことでございしますが、市街地開発にとまらうは、画



整理といふものは、二年次計画をもつて進めようと思つてござい
ます。その点に關しまして、産業道路に關しましては、又駅前の区
画整理にしても、これに中に入るものでございしますが、地財政を受け
てから何をもつてないといふことではなくして、やはり町長の今
後の考え方のいふものに基つてやらねばならぬ。それから、学校用地と
して信じてあるわけでも、又田んぼ地区に關しましては、また学校用地と
いうことが先般の金協で決つてあるわけでもございしますが、これは一つのポ
イントとなつて今後の発展が考えられます。この学校用地の見とち
といふものの実現性があるやいなや、現段階でお答え願ひたいと思つて
ございします。それから商工会等の補助金にまよふして計画変更の内容
にまよふ事は、お断言になりますので、避けては、と思ひますが、他材料の資料
も私の手もとにあるのです。が、現在の福生町をみますと、なまじいよう
な状態にございまして、商人は自分達ももうかるから、それは良いでは

ないかという意見の方もあつたと思つておりますがやはり須賀郡村としての
発展のためには町の大きな機関と商店がタイアップしていくところ以
はじめてその受入れ体制がでるかと考えておりますのでございませうが
この点についてはより一層の努力を要望しなければいけません。

(所長 石川常太郎君登壇)

(所長 石川常太郎君) 答弁申しあげます。町の計画に多分してはあの
計画を進めていただくと思つております。たにほとんど時期が
おつてありますので、これはお話をえたいと思つております。学校用地は
一協力をいかに進めまして、実現化はあつたと思つております。商工会につ
いてはご意見のようになつた努力するつもりでございませう。

議長(中西虎蔵君)

以上で一般質問を終結いたします。

議長(中西虎蔵君)

日程十三、三多摩郡バス路線拡充に関する陳情書

陳情十三号を議題に供します。本件については建設委員会に審査

を付託してありますので本委員長から報告願います。

(十三番川辺史蔵君登壇)

十三番 川辺史蔵君

二府名をいかに進めたいので、報告申しあげます。

(陳情審査報告書朗読)

省略

本件について審査の概況を補足して説明いたします。近年になつた
三多摩の開発はめざましく、これに対して人口の増加も著しく当
所にあつても例外ではなく、加えてこれら都民の交通上の足となる交
通網、次に自動車車の通行に長うは十分なるものとは言えず、従つて昨
年は都バス路線の撤廃の言もあつたので存続させ今日にいたつたわけ
であります。拡充要求共々会議は三多摩住民の要望を集約さ
れさらに新路線の實現その他を陳情することになり、当所議会にその
協力を依頼するもの、私ともいふにしても都知事の三多摩
開発を推進してもらうべく、その一つとして現路線の強化と都バスの新路線

陳情充等は双方をあげて賛成するもので決断を受けました。本委員会といたしましてはこの点意見の致を見、議会としても本件は採決の上、議長の名に於いて陳情すべきものであるとの結論を得、次でございませう。次にその本委員会に於いての理解の上、賛成あり、これを願ひ報告を終ります。

議長(中西虎蔵君)

これより本委員長報告に対する質疑を行います。

(異議なし)と呼ぶ者あり

議長(中西虎蔵君)

これにて質疑を終結いたします。

次はかりにします。陳情第三号は本委員長報告のとおり決するに、異議ありませんか。

(異議なし)と呼ぶ者あり

議長(中西虎蔵君)

異議なしと認めます。よって陳情第三号は本委員長報告のとおり決したものとします。

報告のとおり決したものとします。

議長(中西虎蔵君)

おかりにします。日程第四及び日程第五については関連がありますので一括議題に供したいと思ひますが、これに異議ありませんか。

(異議なし)と呼ぶ者あり

議長(中西虎蔵君)

異議なしと認め、さう決定いたします。

議長(中西虎蔵君)

日程第四、五期手当に関する陳情書、又、陳情第四号

日程第五期手当に関する陳情書、これらの二件は、陳情第五号を一括議題に供します。本件はつゞきはそれ、建設本委員会に託してありますので、本委員長から報告願ひます。

(土番川辺忠蔵君登壇)

土番川辺忠蔵君

ご指名からございまして、こので報告させていただきます。

(陳情審査報告書朗読) 省略

本件はつゞ審査の概況を補足説明いたします。本件は例年陳情が

れるものである。大いに両者とも町のためにはつくされておられ感謝
しております。か地財法適用下の町財政を考へますと、大に職員との均
衡又他所村との関係等もあつて多少の困難はあります。か働く者に対す
る喜びのめがめい方に差があるのはなりませんが、これを受けおいた
当委員会としては理事者におりて文治方政策等さらには統計を加へら
れ一日も早く支給が実現であらう努力してまいらうことなうといひて
はなからうかとの結論は達し、本件はつゞては理事者二位と決定した次第で
ございます。なほとて委員会の決定にづづつとされ、賛同あるん一
とを願ひたいし報告を終ります。

議長(中西虎蔵君)

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君)

これにて質疑を終結いたします。

大はかりいたします。

陳情(四号)及び陳情(五号)は委員長報告のとおり決するに、異議
ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君)

異議なしと認めます。よろし陳情(四号)及び陳情(五号)は陳決すること決定いたしおした。

五号は陳決すること決定いたしおした。

議長(中西虎蔵君)

ここで暫時休憩いたします。

午後六時五十九分休憩

午後七時三十八分再開

議長(中西虎蔵君)

休憩後は引き続き会議を行います。

日程(六号)より日程(九号)についてつづては決連がありますので、一応議題
に供したいと思ひますが、これに、異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君)

異議なしと認め、さう決定いたしおした。